

転校の手続きについて

転校にあたり、下記のような手続きが必要になります。

記

- I 「転校願」(転出児童原票)を遅くとも一週間前までに、担任をとおして学校へ提出してください。
転出予定校については、転出先市町村教育委員会に連絡をとって記入してください。
また、転出先の学校にも電話をしてください。
- II 児童の最終登校日に、転出に伴う必要書類を受け取りに来てください。
 - ① 在学証明書
 - ② 教科用図書給与証明書
 - ③ 氏名ゴム印

1 市内の学校へ転校する場合

- (1) 小山市役所 市民課で、転居の手続きをしてください。
- (2) 小山市教育委員会 学校教育課で、①在学証明書等を提示してください。
- (3) 小山市教育委員会 学校教育課が発行する④「転入学許可書」(転入学児童原票)を受けとってください。
- (4) 指定された転入先の学校に、①②③④の書類を持って児童と保護者で行ってください。

2 市外の学校へ転校する場合

- (1) 小山市役所 市民課で、転居の手続きをし、「転出証明書」を受けとってください。
- (2) 転居先の市町村役所で、住民登録の手続きをしてください。
- (3) 転居先の教育委員会で①在学証明書等を提示してください。
- (4) 転居先の教育委員会が発行する④「転入学許可書」を受けとってください。
- (5) 指定された転入先の学校に、①②③④の書類を持って児童と保護者で行ってください。

※自治体により通知の名称や手続きが若干異なることがあります。

*学年教材費、積立金、給食費等については、精算いたします。

*長期休業中であっても、転校手続きはできるだけ早く済ませてください。

